

## 九州大学教育改革推進本部規則

平成 29 年度九大規則第 24 号  
制 定：平成 29 年 10 月 23 日  
最終改正：令和 4 年 9 月 30 日  
(令和 4 年度九大規則第 19 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 15 条の 7 第 2 項の規定に基づき、教育改革推進本部（以下「本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 本部は、教育データに基づく教育改革の P D C A サイクルを確立させ、九州大学（以下「本学」という。）の各学部及び各学府との連携のもと、全学的な教育改革を推進し、教育の国際的な通用性を高めることを目的とする。

### (部門)

第 3 条 本部に、次に掲げる部門を置く。

企画・改革部門

評価・改善支援部門

ラーニングアナリティクス部門

アドミッション部門

教育方法・教材開発部門

キャリアサポート部門

次世代型人材育成推進部門

### (業務)

第 4 条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育の質の保証に係る企画・立案及び支援に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に掲げる教育に係る取組の推進に関すること。
- (3) 教育ビッグデータの収集・分析、データ分析による教育改善及び教育評価の開発に関すること。
- (4) 教育方法に係る研修プログラムの開発に関すること。
- (5) 電子教材の開発、活用方法等に関すること。
- (6) 入試制度の調査・分析・実施等に関すること。
- (7) キャリア教育の開発・普及及び就職支援に関すること。
- (8) 高大接続制度、T A 教育・P F F P、博士課程人材育成プログラム等の企画・運営・実施等に関すること。
- (9) 博士課程教育に係る将来構想に関すること。
- (10) 第 1 1 条に規定する教育改革推進プロジェクトに関すること。

- (11) 本部の組織編制及び予算に関すること。
- (12) 本部の人事計画及び専任教員候補者の選考に関すること。
- (13) その他本部の管理運営に関すること。

(本部長)

第5条 本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を掌理する。

(副本部長)

第6条 本部に副本部長を置き、本学の理事、副学長、副理事及び教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐して本部の業務を処理し、本部長に事故があるときはその業務を代行し、本部長が欠員のときはその職務を行う。

(本部長補佐)

第7条 本部長補佐は、本学の理事、副学長、副理事及び教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 本部長補佐は、本部長及び副本部長を補佐して本部の業務のうち本部長が指定する業務を処理する。

(部門長)

第8条 第3条の各部門に部門長を置き、本部の教職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第9条 前3条に規定する者の任期は、2年を超えない範囲で本部長が定める期間とする。

- 2 前項の者は、再任されることができる。

(運営会議等)

第10条 本部に、本部の重要事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 各部門に、部門の管理運営に関する事項を審議するため、部門会議を置く。
- 3 運営会議は、その定めるところにより、部門会議の議決をもって、運営会議の議決とすることができる。
- 4 運営会議及び部門会議の組織、議事の手続きその他必要な事項は、本部長が別に定める。

(教育改革推進プロジェクト)

第11条 運営会議は、部門、部局等の組織の壁を越えて全学的に重点的に行うべき教育改革の取組として、教育改革推進プロジェクトを提案することができる。

- 2 教育改革推進プロジェクトは、運営会議の審議を経て本部長が選定する。
- 3 教育改革推進プロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 本部に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学務企画課において

処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規則第58号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第82号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第19号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。